

聴覚障がい者に対する県の施策について

平成 28 年 8 月
健康福祉部

1 県内の聴覚障がい者等の概況

本県において、身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 73,852 人となっており、そのうち、聴覚・平衡機能障がいの人は、7,369 人となっています。

表 1 身体障害者手帳交付者数 (単位:人)

	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい	合計
平成26年	4,524	7,378	843	40,927	20,509	74,181
平成27年	4,421	7,405	851	40,354	20,745	73,776
平成28年	4,390	7,369	860	39,938	21,295	73,852

各年 4 月 1 日現在

聴覚障がい者の意思疎通を図る手法としては、手話、筆談、読話、補聴器などがあり、障がいの程度や障がいとなった時期などにより、意思疎通を図る手法は個人により異なります。

聴覚障がい者の中でも、音声言語を習得する前に失聴した人などは、意思疎通を図る手法として手話が必要とされています。

表 2 聴覚・平衡機能障がいの人の障がい程度別身体障害者手帳交付者数 (単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成26年	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378
平成27年	347	1,830	1,138	1,251	39	2,800	7,405
平成28年	347	1,761	1,139	1,240	39	2,843	7,369

表 3 聴覚障がいにかかる障がい程度等級表

級別	聴覚障がいにかかる障がい程度
1 級	-
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)
3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4 級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
5 級	-
6 級	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

* 重複障がいの場合、総合等級で計上しているため、障がい程度区分の無い等級において

も身体障害者手帳交付者数を計上しています。

(例：聴覚障がい2級、肢体不自由2級の重複障がいにて総合等級1級の場合、聴覚・平衡機能障がい1級で計上)

2 聴覚障がい者に対する県の施策

聴覚障がい者への福祉施策としては、国や地方公共団体において、障害基礎年金等の支給、自立支援医療による医療費の負担軽減、補聴器などの補装具や通信装置などの日常生活用具の給付および手話通訳者等の派遣などの事業が行われています。

県では、平成24年度に設置した三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）を中心に、聴覚障がい者の情報保障と意思疎通を支援し、自立と社会参加を推進しています。

(1) 字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出

センターにおいて、聴覚障がい者への情報提供を行うため、映像に、字幕や手話通訳をつけた映像ライブラリーを製作するとともに、映像ライブラリーの貸出を行っています。

(2) 手話通訳者および要約筆記者の養成

センターにおいて、手話通訳者および要約筆記者の養成を行うとともに、認定試験を実施します。

(3) 盲ろう者通訳・介助員の養成

センターにおいて、盲ろう者通訳・介助員の養成を行うとともに、新たな研修カリキュラムに対応するため、既存の盲ろう者通訳・介助員の補講講習を開催しています。

(4) 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員の派遣

聴覚障がい者や盲ろう者に対する情報保障を行うため、障がい福祉課の手話通訳士やセンターにおいて、手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員のコーディネートや派遣を行っています。

(5) 生活相談や生活訓練の実施

センターにおいて、子育て、教育、仕事、地域生活におけるコミュニケーションなど、日常生活に関する相談を行うとともに、ろう者の社会適応訓練や難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練など、聴覚障がい者が社会活動をするうえで必要な訓練を実施しています。

(6) 情報支援機器の貸出や日常生活用具の展示、紹介

センターにおいて、難聴者等の会議等に必要な磁気テープ、OHP、OHC、プロジェクター等を貸し出すとともに、筆談器や目覚まし時計、フラッシュランプなど、聴覚障がい者用の器具類を展示し、正しい使い方、効果的な利用方法などを紹介しています。

(7) 聴覚障がい者理解の普及、啓発

センターにおいて、手話サークル等地域活動団体の交流促進等により、聴覚障がい者の理解促進を図っています。

(8) 災害発生時における被災者支援

センターにおいて、聴覚障がい者災害支援サポーターへの登録を推進するとともに、市町と災害時要援護者の支援に関する協定を締結し、災害発生時における聴覚障がい者の支援を行います。

(9) 聴覚障がい児の早期発見および療育の推進

児童相談センターの難聴児支援部門（きこえの相談）において、聴覚障がい児やその保護者に対し、相談や早期の療育支援を行うとともに、補聴器助成等により補聴器の早期装着・継続的な装着を支援しています。

表4 センターの主な実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
センター利用者数（延べ人数）	3,298 人	3,513 人	4,247 人
字幕映像ライブラリー制作本数	26 本	22 本	24 本
字幕映像ライブラリー貸出本数	494 本	508 本	302 本
県内の手話通訳者登録者数	122 人	132 人	119 人
うち県登録者数	88 人	91 人	92 人
うち市町登録者数	34 人	41 人	27 人
県内の要約筆記者登録者数	208 人	206 人	144 人
うち県登録者数	111 人	97 人	93 人
うち市町登録者数	97 人	109 人	51 人
災害時における聴覚障がい者の要援護者支援協定市町数	1 市	4 町	3 市町